

県産材利用促進事業 募集要項

1 趣旨

住宅等への県産材の利用を促進するため、木材の生産から加工、建築に関わる企業グループ（以下、「グループ」という。）が行う、県産材の良さや利用の意義などの理解を深める現地見学会の開催に対し助成する。

2 申請者の要件

次の要件を全て満たすこと。

- (1) やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱（以下、「供給システム要綱」という。）第3条に規定するグループとする。
- (2) やまなし県産材供給システム強化対策事業共同事業実施規約を締結していること。
- (3) 供給システム要綱に基づき、建築物へ県産材を使用した製材品を供給した実績があること。

3 補助事業の内容等

補助事業の内容及び補助対象経費、補助率は次のとおりとする。

事業内容	補助対象経費	補助率
住宅等への県産材の利用を促進するため、グループによる県産材の良さや利用の意義などの理解を深める現地見学会の開催に対し支援する。	グループにより実施される現地見学会に要する経費 1 賃金 2 需用費 3 役務費 4 使用料及び賃借料	定 額

4 補助金の額及び補助件数

補助金の額及び補助件数は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の額は、補助事業に要する経費の定額とし、予算の範囲内において交付する。
- (2) 補助金の上限は、1件あたり20万円であり、件数は2件程度を想定している。

5 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和7年3月7日（金）まで

6 申請期間、申請方法等

(1) 申請期間

令和6年6月11日（火）～令和7年2月20日（木）

ア 郵送の場合は、2月20日までに申請先に到着したものに限り有効とする。

イ 持参の場合は、2月20日の午後4時までに申請先で受け付けたものに限り有効とする。

※申請を受け付けたものから、内容を審査し、予算額を超えた時点で募集を締め切る。

(2) 申請書類

次の①～④の書類のすべてを事業実施予定日の15日前までに提出すること。

①県産材利用促進事業費補助金交付申請書【様式第1号】

②事業計画書【様式第7号】

③事業費の内訳【様式第7号別紙】

④誓約書【様式第8号】

(3) 提出部数

正本1部、申請書類一式をPDFにした電子データ（電子メール等）

(4) 申請先

申請書類は、以下の申請先まで郵送又は持参により提出すること。

また、郵送で応募した際には、以下の電話番号に連絡すること。

山梨県 林政部 林業振興課（山梨県庁本館8階）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL：055-223-1653

Email：ringyo@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 質問及び問い合わせ先

質問及び問い合わせは申請期間内に電子メールで行うこと。

また、電子メールを送信した際には、以下の電話番号に連絡すること。

山梨県 林政部 林業振興課（山梨県庁本館8階）

TEL：055-223-1653

Email：ringyo@pref.yamanashi.lg.jp

7 その他

(1) 提出された申請書類は返却しないものとする。

(2) 補助件数が満たない場合などは再募集を行う場合がある。